

平成 30 年度第 1 回稲城市総合教育会議

平成 31 年 2 月 5 日、午後 1 時 30 分から稲城市役所 601・602 会議室において、平成 30 年度第 1 回稲城市総合教育会議を開催した。

1 出席構成員

稲城市長	高橋	勝浩
稲城市教育長	加藤	明
稲城市教育委員会		
教育長職務代理者	城所	正彦
稲城市教育委員会委員	今泉	浩史
稲城市教育委員会委員	澁谷	香織
稲城市教育委員会委員	杉本	真紀子

2 出席説明員

企画部長	芦沢	政美
教育部長	石田	昭男
教育部教育指導担当部長	渡辺	恭秀
教育部教育総務課長	町田	義信
教育部指導課長	岸	知聡
教育部教育総務課教育総務係長	斎藤	晃二

3 事務局

企画部企画政策課長	小澤	一浩
企画部企画政策課企画政策係長	西村	岳志
企画部企画政策課企画政策係	小林	裕明

4 議題

- (1) 平成 29 年度第 1 回稲城市総合教育会議で協議した
いじめの防止等の対策についての経過報告
- (2) 第三次稲城市教育振興基本計画 策定スケジュールについて
- (3) その他

事務局 会議に先立ちまして、事務局よりご報告をさせていただきます。本会議は、傍聴が可能な会議となっておりますが、本日は傍聴の方がいらっしゃいません。そのことを事務局より、ご報告をさせていただきます。

市長 それでは、定刻となりましたので、これより平成30年度第1回になります総合教育会議を開催したいと思います。このメンバーになってからは初めてですね。平成30年度も初めて。大分ご無沙汰いたしまして申し訳ございませんでした。積み残しの課題もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、議題の1に入らせていただきたいと思います。平成29年度第1回稲城市総合教育会議で協議した いじめ防止等の対策についてということですが、もともとこの教育制度改革、それから総合教育会議の設置の経過は、いじめの対策というのが従来のように教育委員会のみではなかなか十分な解決に至らなかったという議論がされた時代があって、その後、今までいじめはありませんという調査結果というのを平気に出したわけですが、ないわけではないので、あるのを前提でそれをどう重篤化をさせないかというところが、今の時代じゃないかなと思います。

一方で虐待やDVとかの問題も、関連性があるという中で、特に最近では野田市の件、目黒区の事例などが問題となっておりますが、じゃあ、稲城市はちゃんとできているのかというと、なかなかそう簡単なものでもないということがあるわけですが、いずれにしても虐待といじめというのは似たような形であって、起きる場所や、防止方法には関連があるのかなと思いますが、いじめの問題について前回もやっているわけでありまして、そのことも協議をした際に、さまざまな意見をいただいた中では積み残しがまだありますので、その辺の検討・協議結果について指導課長から報告をお願いいたします。

指導課長 それでは、報告をさせていただきます。平成29年度第1回稲城市総合教育会議につきましてのご協議を踏まえまして、学校及び担当課で検討・実施している取り組み内容等につきまして、ご報告申し上げます。お手元の資料、いじめ防止の取組についてをごらんください。

1、いじめの個別事案の情報共有についてでございます。前回の総合教育会議におきまして、各関係機関が把握した個別事案につきまして、その情報共有の方法が課題として挙がりました。別添の別紙1をご覧ください。別紙1は、稲城市いじめ防止基本方針におけるいじめ問題の組織的対応に係る全体構造でございます。白い矢印の部分がいじめ問題への対応の流れでございます。この全体構造におきましては、例えば関係機関の一つである子ども家庭支援センターにいじめに関する情報が入った場合、子ども家庭支援センターから教育委員会がいじめの報告を受け、教育委員会から学校へ指導・助言・支援を行うという流れが示されております。資料のほうの1ページにお戻りください。学校へ指導・助言・支援を行う役割は教育委員会が担っておりますことから、稲城市いじめ防止基本方針の全体構造を踏まえまして、1ページに記載した図のように各所で受けたいじめ

に関する相談につきまして、相談者の意向を踏まえつつ、教育委員会指導課が情報を集約し、各関係機関と連携をしながら、学校に指導・助言・支援を行ってまいります。市民の方からの相談窓口等設置している福祉部で市民部局は既に図に示した体制の確認を行っているところでございます。また、保護司、民生児童委員、人権擁護委員等の稲城市いじめ問題対策連絡協議会のメンバーにつきましては、いじめ問題対策連絡協議会におきまして、改めて情報等周知してまいります。

次に、2ページをごらんください。2、いじめの早期発見の取組についてでございます。前回の総合教育会議におきまして、いじめ相談ポストなど、子供が相談しやすいような体制づくりが課題として挙がりました。まず、(1)学校における主な取組でございます。現在、各学校におきまして、記載のような早期発見の取組を行っております。①といたしまして、子供が相談・報告できるようにするための、子供と教職員との信頼関係の構築とそのための教員研修の実施。②といたしまして、別紙2として資料のほうを添付させていただいておりますが、「いじめ発見のチェックシート」というものがございます。その「いじめ発見のチェックシート」等を活用した日常的な子供の様子の観察。続きまして、③といたしまして、学級担任による面談の実施。④といたしまして、「いじめ発見のためのアンケート」の実施。⑤といたしまして、子供が悩みや不安を抱えたときにSOSを出したり、友人のSOSを受けとめたりすることができるようにするためのSOSの出し方に関する教育の実施。⑥といたしまして、子供がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を作るため、スクールカウンセラーによる全員面接の実施。このような取り組みを各小中学校で実施しております。子供が相談しやすいような体制づくりに取り組んでおります。

加えまして、前回の総合教育会議におきまして、いじめ相談ポストの設置に関する話が話として挙がりましたので、校長会におきまして指導課より子供の声を把握する取り組みの例として、「いじめ相談ポスト」設置について紹介したところでございます。いじめの防止や早期発見につきましては、子供と教職員の信頼関係に負うところが最も大きく大切であると認識しておりまして、改めて校長に対しては教職員の指導を徹底するとともに、各校の実態を踏まえていじめを把握するための体制づくりや子供が相談しやすい環境づくりについて工夫・改善を行うように指示をいたしました。次に、前回の総合教育会議におきまして、子供が教員に相談しづらい状況があった場合に、教育委員会として子供の悩みを把握するための方法につきまして、また学習塾等の学校外の施設や市民の方からの情報を把握するための方法が、課題として挙がりました。前回の会議の中で、教育委員会宛ての「いじめ相談ポスト」の設置も話題として挙がりましたが、一方で子供と教職員の関係を損なわないよう、慎重に進める必要があるというご意見もございました。これらを踏まえまして、教育委員会としては取り組みを検討いたしました。2ページの(2)教育委員会における取組の①といたしまして、これまで教育相談室における相談の受け付けにつきましては、電話のみの受付であったところを相談者がより相談しやすい体制を整えるために、平成30年度より新たにメールによる相談受付を行うことにいたしました。稲城市のホームページ上に

稲城市教育相談室のメールアドレスを記載し、周知しているところでございます。あわせて②といたしまして、資料として別紙3がございまして、これまでも稲城市教育相談室の連絡先を含め、複数の相談窓口を記載した案内を、市内小中学校の全ての子供たちに年4回配布しておりましたが、その案内の中に稲城市教育相談室のメールアドレスも平成30年度より記載することにいたしました。③といたしまして、学習塾を含め地域にお住まいの方から子供に関する相談を受ける窓口を明らかにするために、稲城市のホームページの教育相談のページに、小中学生に係るご相談がある場合の窓口として、指導課の連絡先を新たに明記することにいたしました。以上の取り組みを教育委員会として新たに行うことといたしました。

続きまして、3、教員の人権意識の向上についてでございます。前回の総合教育会議におきまして、児童・生徒の呼び方が課題として挙げられました。資料として別紙4を添付してございます。別紙4につきましては、都内公立学校全ての教員一人一人に配布される、「人権教育プログラム（学校教育編）」の中に示されております教員の人権感覚に関するページでございます。この最初のところに示されているとおり、人権教育の観点から児童・生徒の名前を呼ぶときは呼び捨てにせず、敬称をつけて呼ぶことが大切であり、各学校におきましては、毎年この人権教育プログラムを活用して校内の教員研修を実施しているところでございます。校長会におきまして、引き続き研修を確実に実施するとともに、敬称をつけて呼ぶなど教職員の人権意識の向上に関する指導を徹底するよう、改めて周知したところでございます。また、平成30年5月開催の小中学校の全教員を対象とした人権教育研修会におきましても、教職員に求められる人権感覚につきましても、指導課より全教員に対して改めて指導を行っているところでございます。

続きまして、資料の3ページをごらんください。4、「SNS東京ルール」「SNS学校ルール」の活用についてでございます。前回の総合教育会議におきまして、「SNS学校ルール」だけでなく「SNS東京ルール」を共通ルールとして徹底していくことが課題として挙げられました。「SNS学校ルール」につきましては、「SNS東京ルール」を踏まえて市内全ての小中学校において策定し、年度当初に児童・生徒とその保護者に周知しているところでございます。資料の3ページのところに、「SNS東京ルール」と稲城市立学校の「SNS学校ルール」の事例を記載してございます。例えば、「SNS東京ルール」では、①として、一日の利用時間と終了時刻を決めて使おうとなっております。また、「SNS学校ルール」につきましては、市内の小中学校は共通して、夜9時以降、携帯電話・スマホは使わない。市内中学校は共通して、夜10時以降、メール等は送らないなどと学校ルールを策定しているところでございます。「SNS学校ルール」につきましては、「SNS東京ルール」を踏まえて策定しておりますが、校長会におきまして「SNS学校ルール」とあわせて「SNS東京ルール」を周知するなど、共通ルールを周知することにつきまして、学校長に改めて指示したところでございます。

以上が、前回の総合教育会議においてご協議を踏まえ、学校及び担当課で検討実施している取り組み内容等のご報告でございますが、平成30年度より、いじめ

防止に係る新たな取り組みを始めましたので、それにつきましてもご報告をさせていただきます。資料の4ページ目をごらんください。学校・家庭・地域の連携によりいじめ問題の解消や児童・生徒のいじめ防止への意識向上を図るために、平成30年度より新たに「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」の取り組みを、市内全ての小中学校で実施することにいたしました。別紙5といたしまして、実施要領を参考資料として添付してございます。11月の「稲城市立学校いじめ防止啓発月間」として定めまして、各学校におきまして、児童会や生徒会でいじめ防止の取り組みを推進したり、いじめ防止に関する授業を実施したり、保護者や地域の方と意見交換会を行うなど取り組みを実施しております。資料の4ページと5ページには、各小中学校における取り組みの事例を記載してございます。いじめ防止につきましては、各学校において年間を通じて取り組んでおりますが、小中学校全校に共通して啓発月間を設けることにより、児童・生徒の一層の意識向上と学校におけるいじめ防止の取り組みの推進につなげてまいりたいと考えております。以上、いじめ防止等の対策に係るご報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

市長 説明ありがとうございます。実は前回の開催というのは私の方からお願いしたと思うのですが、その前に青少年問題協議会でいわゆるいじめの問題の議論があって、委員から各学校現場でいじめがあるとの所見があり、青少年・学校なり教育委員会で把握をしているのかという質問がありました。

稲城では、これは各市のどこでもやっていることだと思いますけども、いじめ防止基本方針も前回は協議会の事項でもありましたけれども、いじめ防止の基本方針内容を決めて、その中でいじめに対して、関係団体のネットワークをつくって、そこでみんなで情報共有しながら問題解決しようという形になっています。全体構想で形をまとめて、それぞれが入ってきた情報をお互いに情報共有しながら問題解決しようという、いじめ防止対策のネットワーク化が整備されております。その中で、当の教育委員会が、なかなか情報が入ってこないというような回答をしていて、これは一回会議を開いて周知徹底しなければならない、ということで前回の総合教育会議を開いて、指導をさせていただきました。

今日は、その前回の積み残しも含めて、再度、稲城市の稲城市教育委員会のみならず、福祉部とか関係者との全体の取り組みを体系的にまとめました。まず必要なのは、学校とか教育委員会とか場所を限らず、このいじめ防止対策のネットワークが整備されているということ、広く認識をしてもらう、生徒にも知ってもらうということですね。今日、この資料の中でいいなと思ったのは、スクールカウンセラーが全員面接をすること。大人からの聞き取り業務で相談窓口はつくりました。ここで相談承ります。いざとなったらスクールカウンセラーがいますから相談してねという、はい、これで問題解決ですというのは、多分、大人側の理論であって、子どもたちには敷居が高い。全員面接をすることで強制的に利用させて、何かあったら言いやすくすると同時に、スクールカウンセラーからすると、時間がかかるけども全員面接するわけだから、全員の状況を把握するという

ことで、お互いに知り合うといいかなと思いました。ただ、総合教育会議並びに事務局の人だけがこれを知っているかもしれないので、やっぱりこういうものは体系的に整備されているよと。いつでもどこの窓口も相談できるよ、というのが児童・生徒も含めて、市内各所も含めて周知していただければいいかなということでやってまいりました。今の時点で整理されたものを報告いたしました、この内容について何か質問なりご意見ありましたらよろしく願います。

杉本委員 質問です。教育委員会の取り組みの中でメールでの受付相談ですとか教育相談室のアドレスを知らせた、2ページ(2)①、③について、周知方法をどのようにしたかを教えてください。

指導課長 アドレスの周知方法につきましては、児童・生徒につきましては、別紙3の資料にメールアドレスを入れて、市内全ての小中学生に配布しております。この別紙3につきましては、年間4回配布することになっておりまして。平成30年度につきましてはまだ3回分の配布ですが、この後、4回目の配布する予定になっております。また、ホームページ上にもメールアドレスを公開しているところでございます。

杉本委員 現在の周知方法について承知いたしましたが、子供たちはプリントをもらうとランドセルの奥底深くしまったままにしたりすることがあると思います。やっぱり、いじめやこういった相談の窓口というのは、もらった時は元気で要らないけども、元気じゃなくなった時に、ああ、そういえばこういうものもあったなと思いつくこともありますので、ホームページに載せたとか、このプリントに載せただけではなく、学校を通じて伝達してもらうとか、広報に載せるとか、難しいことではないと思いますので、せっかく始めたわけですから、もう少し広く深くしっかりと周知できるようにされたほうがいいかなと思います。

教育長 そうですね。やはりペーパーだけだと伝わらないことが多いのですよね。かといって、SNSやホームページといっても見る人と見ない人がいるので、やはりこれについては学校の掲示板、あるいは広報だとかそういうところに、小さくてもいいけれども、こういうようなところがありますということで、日ごろの啓発が大事だろうと思いますので、これはどんどん続けていってほしいというふうに考えています。

城所委員 先ほど杉本委員がおっしゃっていた部分、私も同感なのですが、学校訪問に行きますと、いわゆる人権関係のコーナーを設けたり、いじめの関係のコーナーを設けたりと、結構積極的にやっている学校とやっていない学校のいわゆる濃淡と言いますか、そういった部分が見受けられると思いますので、先ほどのプリント等の話とは別に、今後はツイッターやいじめに対する校内での掲示の確保などを活用して、いつでも見られるような状況を確保していただきたいなと思います。

澁谷委員 私はお二人と同様で、特に学校内での掲示を学校にお願いするとか、掲示板だけではなくて、例えば、プリントをなくしても、ちょっと見たら気がつくような場所への表示など、いつでもこういうものがわかる、という状況にしておいてあげればいいのではないかと思います。

今泉委員 関連してですが、このペーパーも素晴らしいと思いますが、今これを見ると学校内だけで配っているという形なので、この資料の2ページの(2)③子供や保護者以外の地域の方からということ、ホームページ上に相談先の指導課連絡先を明記することにしたということなので、地域の塾などにも配架、掲示のお願いはできるのかなと思います。やはり学校に行けている子供とは別に、いじめを受けていて学校に行けないけど勉強がおろそかになるのは嫌だから塾には頑張っていく、という子供もいると思うので、そういったところも検討していただければと思います。あと、また質問なのですが、①の平成30年度よりメールによる相談受付を始めたということなのですが、実態としてどのくらいの件数があったのか、どのように対応できたのかをわかる範囲で教えていただければと思います。

指導課長 平成30年度4月より始めまして、これまでのメールによる相談受付は1件でございます。内容につきましては、学校に登校しづらい状況があるということで、保護者の方からご相談があったということでございます。

今泉委員 では、相談があって、その子はうまく解決につながっているということでしょうか。

指導課長 相談の受付申し込みがありましたので、日程、面談予約をとり、その後面談を実施しているという状況でございます。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

澁谷委員 私は先ほど学校の掲示についてお話しましたが、今泉委員のお話を伺って、地域との連携の中で、地域に対しての掲示をしていただければ、地域で何か気がついたときに、近所でこんな事例があったよとか、こういうことが学校外であったよ、というようなことを知らせてくれる可能性も広がると思うので、こういうことを周知する町内会の掲示板といったものに掲示できる方策があればいいと思いました。

杉本委員 関連ですけれど、掲示板による周知もそうですし、地域・保護者・学校との連携の強化という視点で申し上げますと、(1)の⑤のSOSの出し方に関する教育というのは、新しい取り組みだと思いますけれど、私も当時、他地域で校長を務めていて取り組みましたが、今までと一番違うのは、学校現場で相談する人は学

校の先生だけじゃないよ、地域の人もあるよ、民生委員さんもあるよ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いろんな人がいるよというのを学校現場で教育活動の舞台の中で、子供たちに伝えるというのが一番大きな変化、流れだったと認識しております。そういうことから考えますと、このようにSOSの出し方に関する教育も、子供たちに先ほどのように知らせた、教えましたということを地域・保護者・地域教育懇談会ですとか、そういったところでも周知して行って、お互いの絆を強くしていくということを、ぜひ、お願いしたいと思います。

教育長 今のご意見、もっともだと思います。稲城では、掲示板や自治会連合会等々で適時会議をしているので、そういうところにこういうものを配る、あるいはそこで載せてもらうというようなパターンはできるかと思っておりますので、今後、その辺は庁内で調整していただければと思います。もう一ついいですか。このいじめの早期の発見の取り組みは、いじめが早期発見の初期段階であったという事実に基づいて発見をするという意味合いだと思うのですが、これもいじめがまだ存在しないうちに、これはいじめじゃないのかなというのわかるような対策というのが必要なのかなと思いました。いじめが小さいうちに、あったのではなくて、これもしかしたらいじめじゃないのというような気づきがあれば、その時点で指導ができると思いたすがいかがでしょうか。

指導課長 いじめの早期発見というのは、これは重篤になる前に早く見つけて取り組むということが含まれているものでございます。一番はやはり教員の気づきということが市長のお話のとおり大事で、それについては校内研修を行っており、とにかくいじめと疑うものについては、しっかりと認知をして、校内で情報共有しながら、実際に子供がどう感じるかを把握しながら取り組んでいくということは徹底していく。それを指導課では担当の者が指導しているところでございます。

杉本委員 先ほど教育長から、いじめになる以前といいますか、いじめかなと思う時点での素早い指導が必要、迅速な指導が必要だというお話があったと受けとめていますが、今の指導課長のご説明も確かにそうなのですが、いじめになる前の時点の教員として当たり前の人権感覚、言ってはいけないことを言ったら、それは確実にその場で指導するということの繰り返しを、自信を持って実施するということの継続かと思えます。先ほど、教員の人権感覚についてのご説明もありましたが、学校は社会の縮図なわけですから、その中で一人の人間として子供が当たり前の権利を持ってないような場面があったら、そこはそこの場で指導ということが、人権感覚がなぜ大切かということにつながると思えます。それがひいてはいじめの防止に確実につながっていくのではないかと思います。そこをきちんとやっていただきたいと思えます。

指導課長 今、杉本委員のほうからお話ありましたけれども、教員の人権感覚を高めると

いうこと、大事なことだと考えております。学校には、とにかく体系的に組織的に毎年必ず研修を実施するように、指導課で指導しております。今のご意見も踏まえまして改めてまた校長会の意見として、教員の人権感覚、人権意識を高める指導、研修を実施したいと考えてございます。

市長 ちょっと違った角度ですが、今回の野田市の案件は、親が自分の暴力を隠蔽するために、強制的に違う学校に転校させたのですね。発覚が遅れたのは、次の学校に行った先で、アンケートを2回実施したけれど、いずれも特に何もないというような記述があった。それは1校目で親にばれちゃったからもう怖くて書けないということがあったのですが、あのアンケートというのは、いじめアンケートなのですかね。知っています、誰か。

指導課長 稲城市で実施しているアンケートは、「いじめ発見取組アンケート」となっておりますが、項目につきましては、いじめを受けているか受けていないかだけではなくて、例えばつらいことがないかというような質問があったりとか、あるいは自分のことではなく、周りでそうしたのを見たり聞いたりしたことはないかというような中身も聞いたりしております。例としては、東京都からの示されているものもあります。各学校で実態に応じて、子供の悩みをできるだけ把握できるように工夫をしたアンケートのとり方をするということの指示を出しています。

市長 なるほど。その内容とか報告だとか、各市だとか学校によっても違うかもしれないけど、さっきの2ページでいうと、いじめ発見のためのアンケートをうちが全校共通フォーマットで年間3回やるということでもいいですか。

指導課長 各学校の実態に応じてつくっていただき、実施いたします。

市長 なるほど。各学校でもシートは、フォーマットは違うけど、各学校で3回実施しているということですね。その野田のアンケートも恐らくそれだろうと。家庭内のDV発見アンケートというのは稲城市はやっていないですが、いじめに特化したものだけど、悩みやいじめ、暴力などいろいろ含めてのアンケートを実施している。それを最低年3回やる今のそういう指導があるのですかね。これと同じ類いのものを野田市でやって、転校先では何もないですよとなった。何が言いたいかというと、いじめに特化した問題で何か対策をとるべきじゃなくて、冒頭お話があったように、いじめと虐待とどう違うかということ、狭義のいじめということ生徒同士、学校内の生徒同士みたいなこともあるけども、親が子供をいじめるのか、虐待なのか、家庭内暴力なのか、言葉は違うけど、似たようなものですよ。いずれにしても、生徒が何かで困っている、その問題解決方法として、自分とか先生とかもできないところを広く解決するために、いろいろなところで相談窓口があり、いろいろなところでネットワークを組んで、それで一人の児童・生徒をみんな保護していこうと、問題解決しようというのがそもそものここの意義だ

から。いじめとは銘打っているけどいじめに限らないわけですね。もとの話に戻ると、いじめだから学校内で生徒に配って、それを周知されればいいというのではなくて、学校内、クラス内だけではなくて、それ以外のところ、例えば不登校の子供がいるから学習塾も一例だけど、学校以外のところ、地域にもこれを周知する。頭にいじめとついているからいじめ以外は言っちゃいけないのかなというところではなくて。昨今の虐待での死亡事例なんかは、隣近所の人も、取材などでは、そういえば何かどなっていたよねとか、一様にああいう事件が起こると後になって、そういえばありましたねと言うのです。それじゃあ遅いのかなと思うのだけでも。じゃあ、何でそのときにどこかに言わなかったかということ、思いつかなかったのか、今の時代だから他人事だから余り深入りしないようにしようと逃げてしまったのか、それはわからないですが、連絡先がわからないから連絡しなかったということも考えられる。そういう意味では、いじめに特化せず、とりあえず悩み事について何でも相談しなさいよと、それをみんなで周りが受けとめて、適宜適切に対処できる機関に話をつないでいくということが必要だなと。手段を選んでくれるということが必要と思うので、こういった問題は、これで完成ではないけれど、目下のところ、今の段階でいじめ関係の対策が体系的には整理されているということをもとにみんなに周知すると同時に、これは常々改善改良していく仕組みだと思うので、ぜひそれは委員会のみならず、いじめ問題対策連絡協議会という一つのネットワークの中、みんなで考えていくということが筋かなと思っています。いずれにしても目黒の事例が反省されずに、また野田の事件が発生し、あれはいじめじゃないからというけど、広く言えばいじめかなと、そういう部分はあると思います。これで足りないところがあったら、どんどん追加していけばいいということですかね。対策とか掲示など。

それで、前回も私は言ったのだけでも、こんな事例があつてですね、群馬県の太田市にユニークな学校があつて、視察させてもらえて、いわゆる日本語、国語の授業以外は全部英語でやるというような学校があつて、算数も全部英語でやるという学校があります。それを見に行つたときに、小学校、中学校、高校と分かれてはいるのだけど、フリースクールみたいな、余り壁がなくて、それぞれが自由に行き来するような、校舎も仕切られずに。主に小学校ブロック、中学校ブロック、高校ブロックに分かれているのですが、全ての部屋、全てのユニット、とにかく目につくところにいじめをやめようというのが貼つてありました。ちょっとしつこいのではないかというくらい。でもやっぱり、いじめ問題というのは、アメリカンスクールみたいな英語を使った先進教育だとか、そういうところに通う見識があるところでもいじめをやらないわけじゃないので、稲城市も、これを配って終わりじゃなくて、それこそしつこいぐらい、連絡先というよりいじめやめようとか標語とともに、キャッチコピーやデザインなどをつけてやってみたらどうでしょうか。たくさんの指示を詰め込むと目が行かないので、よりソフトというか、何かキャッチコピーを考えて、いじめはだめだよ、いじめはだめだよといってイメージになっちゃうぐらい、それぐらい張り出してみるのもひとつの手かと。周知啓発というのはどれだけやっても終点がないわけであつて、市の広報

なんかは新聞折り込みをしても新聞をとっていないところは見ないというから、全戸配布しているわけですよ。だけどポストに入ったものをごっそり捨てる人が今かなりいて、広報なんて来てないという。全戸配布しても見ないわけだから、もう全員配ったからといってみんなが見ているわけでもないし、しつこいぐらい周知というのは終点がないものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そんなところでよろしいですかね。では、ありがとうございました。

1点目の課題は終了しまして。次に、(2)ですね。第三次稲城市教育振興基本計画策定スケジュールについてということですが、まずは教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長 それでは、教育総務課と右肩にある資料をごらんください。第三次稲城市教育振興基本計画策定スケジュールについてご説明いたします。こちらの計画につきましては、今年度から着手いたしまして、今後、本格化していきますので、ご報告させていただきます。

まず、1の経過でございます。平成26年3月に策定いたしました「第二次稲城市教育振興基本計画」が、平成31年度で終了いたしますので、平成32年度から36年度までの5カ年を計画期間とする「第三次稲城市教育振興基本計画」を策定いたします。

2、三次計画策定の進捗状況でございます。まず、平成30年12月に市民を交えた第1回策定委員会を開催しております。内容としましては、策定方針・計画の進め方のご説明。それから小中学校の児童・生徒、それからその保護者、それから学校以外では16歳以上の市民を対象とした市民アンケートの内容について、内容をご説明し、ご意見等いただきました。アンケートにつきましては、12月に実施いたしております。現在は、アンケートの回答を集計しているところでございます。また、ここに記載ございませんが、第二次計画の現在までの進捗状況につきまして、各課に実績の報告を依頼しているところでございます。こちらは、回答がまとまり次第、現状分析等をいたしまして、30年度3月中に第2回の策定委員会を開催し、会議の中で現状分析あるいは課題の整理などをご報告させていただき、ご意見をいただく予定としております。

次に3、総合教育会議との関連でございますが、31年2月がこちらは本日ですね、策定スケジュールについて、ご報告させていただいております。この後、31年4月に稲城市教育大綱の見直しについてお諮りし、変更等があれば対応していきたいと思ひます。その後、大綱に基づきまして、新計画の中身についての策定を始めることを予定しております。それから、中身について31年度から策定いたしまして、骨子が固まりましたら、市民の意見公募、それから議会の中間報告等を経ていきたいと考えております。その後、32年2月に計画の最終案につきまして、総合教育会議の中でお諮りしたいと考えております。

4、詳細スケジュールでございますが、今、申し上げましたスケジュールにつきまして、別紙に詳細を示しております。ご報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

市長 じゃあ、教育振興基本計画の改訂版第三次について、スケジュールのお話になりましたが、何かご質問・ご意見があったらよろしくお願いします。

城所委員 既にアンケートは回収済みということで集計には入っているかと思うのですが、いわゆる第二次の部分のアンケート調査の結果を見ているのですが、いわゆる対象者と回収数、回収率は速報として今お示しはいただけるのでしょうか。

教育総務課長 回収率のほうは、現在集計している最中ですので、ございません。アンケートの内容でございますが、小学生につきましては、各学校の3年生から6年生の各学年1クラスを選びまして実施しております。中学生につきましても、各学校の1年生から3年生の各学年1クラス、それで小学生は対象としまして1,430人ほどですね。中学生は各学年1クラスを抽出いたしまして600人を対象に行っております。保護者につきましては、小学校につきましては、各小学校5年生の1クラスの保護者、それから中学生につきましては中学2年生の1クラスの保護者についてアンケートをお配りしております。対象者は570人になっています。また、市民アンケートといたしまして、市内在住16歳以上につきましては2,000人を対象に、こちら郵便でお送りしております。

城所委員 一般市民の方。ということは、回収率は前回の第二次の部分と大体同じような数字ということでよろしいのでしょうか。

教育総務課長 前回とお配りしている対象が少し異なっており、回収率はまだカウントが終了しておらず、数字は出ておりません。

城所委員 アンケートの集計、回答のところですけども、この二次の資料の集計方法をみておりますが、今回のアンケートを作成するにあたり、何か違う集計方法などはあるのでしょうか。

教育総務課長 アンケートにつきましては、経年の上がり下がりがわかるように、基本的には項目は一緒にそろえているのですが、そのほかに今の時代ということの中で加えた項目や、策定委員会の中でご意見いただいた質問をつけ加えたりしております。

今泉委員 こちらのA4横の策定スケジュールのほうで質問させてください。平成31年度の下のところでは総合教育会議、31年の4月下旬、5月上旬のあたりと2月のところですね。ここの中で総合教育会議として具体的にどのようなことをするのか、求められているのかを確認させてください。

教育総務課長 まず、4月の総合教育会議でございますが、こちらにつきましては(教育大綱)

とございますが、教育大綱の見直しがあるようであれば、それを反映して、三次計画を策定する必要がございますので、教育大綱についての検討を総合教育会議で実施する予定でございます。それから、31年2月につきましては、三次計画の最終案がまとまったところで、最終的に総合教育会議にお諮りすることを予定しております。

市長 ちょっと一つ大前提でおわびをしなければいけないと思うのですが、この教育振興基本計画の改定に当たって、総合教育会議にお諮りする必要があったが、教育長や教育委員会自体が変わるということがあって、省いてしまった部分もあるのと、現状の体系・構成をそのまま踏襲することを前提で進めてしまった。第二次教育振興基本計画は、総合教育会議なり総合教育大綱というものがない段階で策定されていて、その後、法律改正で総合教育会議ができて、教育大綱が策定されたが、教育大綱を策定する際には、教育振興基本計画との関係をどうするのかという議論があり、一番全体を統括する総合教育会議があり、そこで教育大綱という一番大きな大綱を策定することになったわけだから、教育振興基本計画を一回廃止して、教育大綱という全てを網羅した包括的な教育大綱というのをつくるという選択肢もあった。各市の状況で、それを選択したところほとんどないということですけど。稲城市の場合は、先行市を参考にして、教育委員会あるいは現場で聞いた上で、丁寧なアンケートをやってつくったものだから、それを廃止するのではなくて、またこれとは全然違う方向でつくるわけにもいかないから、これはこれで生かして、一次元上の骨格的なものを大綱としてつくるという二重構造にするということで、教育大綱を策定した。その教育大綱に基づいたものだという位置づけで、教育振興基本計画があり、大もとの方向性というものが教育大綱という位置づけにしたのですね。今回、教育振興基本計画をつくり直す際に、本当はもう一回リセットして教育大綱との関係をどうするのかということから、ゼロからやるべきだったのかもしれないけど、教育大綱なるものは、そんなにコロコロ変えるものではないし、具体的に何か細かい内容に言及しているものではなく、大筋に何を指すという方向性を書いているもので、より具体的にそれを事業として進められるか、というのが教育振興基本計画となるので、4月の総合会議にあたっては、教育大綱は変えずに、教育振興基本計画との二層構造はそのままにして、二次を三次に入れかえるということでやりましょうということで、ご了解いただきたいと考えております。四次の策定の際にどうなのかという議論が残りますが、教育振興基本計画は5年計画なので、教育大綱で全部を網羅して検討するという事になって、実務上難しいということがあるので、前回は後追いで教育大綱を策定したけれども、今度の第三次はあくまで教育大綱はそのまま、今後基本路線を外さないように新しい教育大綱を策定していかなければならないということでご了解ください。

澁谷委員 私は第二次の策定にかかわっていた際、大綱との関わりについて不明な点がありましたが、市長のご説明でよくわかりました。とにかく教育大綱に基づいた第

三次ということで第二次の計画を変えていくという考え方ですね。それを策定委員の方々が理解してやってくださっているということですね。それでアンケートも同じようにやっているの、アンケートを踏まえて、そのプランができていくというふうに考えていくということで、それに市民の声がプラスされているという考え方ですね。

市長 そうですね。最初にあるべき総合教育会議をちょっと省いたのと、今、先生がおっしゃった通りです。あくまで教育大綱があって三次計画を入れかえるのだから、今回そのアンケートをやるにしても、どういうニーズ調査をやるのかということが、こちらに報告があって、その上で進んでいきたいと思うので、次回の総合教育会議では、結果だけのご報告じゃなく、11月ぐらいにさかのぼって、まず策定委員会のメンバーはどのような考え方のメンバーをそろえたのか、それからその位置づけも含めて、第三次をどのような思想で作りかえるのかということ、それの大もとになる一番大切なアンケートというのは、どのような考えでつくったのかということ、まず説明していただいた上で、中間報告というか、今のところ第三次の中間はこうなりますということをご説明いただきたいと考えています。

また、やっぱり最終決定というのは総合教育会議で行うということで、最終素案みたいな塩梅で審査にかけてもらって、決定という手続を踏んでもらいたいと思います。アンケートは前回と同じ経年変化を見なきゃいけないという面はあるが、時代によって課題も変わってくるので、アンケートの問題は必ずしも前回と一緒にいいですとも言えないのかなと思うけど、その辺の考え方はどうですか。

教育総務課長 今、経年変化をとるためにというご質問でございますが、新しい質問、例えばSNSだとかそういうのも時代が少し進んできておりますので、そういった観点からのものを加えています。

市長 今までの項目は残して、時代ごとにそういうのも加えてやっているのね。

教育総務課長 はい。

市長 こっち加えて前の項目は削除しちゃってということなくてね。

教育総務課長 はい。

城所委員 それは策定委員会の先生方からのご意見なのですか。

教育総務課長 そうということもございます。

市長 ちなみに、そのメンバー構成、前回と大体似たような感じなの。

教育総務課長 メンバー構成は、学識経験者ということで、あとは小学・中学の校長二人ずつ、それから保護者の代表としてPTA連合会と幼稚園の父母の連合会の方二人、それから、各社会教育委員さん、スポーツ推進委員さん、民生委員さんなど、そういった委員さんが4名、それから行政から4名ということで、全員で14名です。

市長 前回のメンバー構成を今見ているのだけでも、行政の職員が入っていないのは、そこは委員になるの、それとも事務局なのですか。

教育総務課長 委員として4名入っております。

教育部長 前回職員は全く入ってなかったですね。今回は、前回の議論も踏まえまして、ご意見を政策会議のほうにいただいたものを踏まえて企画部長と私と子ども福祉担当部長と教育指導担当部長が参加し、こちら側の意見も出しながら、今まで第1の内容の構成に取り組ませていただいています。

市長 わかりました。それでどうでしょうか。それを踏まえて。このスケジュールについてご意見などはございますか。

杉本委員 スケジュールに関してということによろしいのですね。前回、第二次は平成31年度までを計画期間という形で、この三次が平成32年度からですね。平成31年度のスケジュールの中で2月の終わりに計画の最終調整、概要版の作成とありますけれど、実際に32年4月からスタートするということで、その計画を策定した後の実施に移っていくところをどのようにスケジュールとして描いているのかを確認させてください。

教育総務課長 計画については最終的に3月に策定され、すぐに4月からスタートというふうになりますが、スタートにつきましては、実際には施策が二次でいいますと118ございまして、第三次でも施策の体系などをつくる予定ですので、そういったところから4月に着手していくというような形です。

教育部長 まだ、策定の1年目ということで、アンケートというところがございますが、いわゆる策定委員会、市民の方を交えて策定委員会にするその前に関係部署の課長に集まっていたいただいた庁内検討会、いわゆる素案の素案など、そういったものも検討していく中で、現在行っている事業、継続していくべき事業、新たな事業についても、素案の中で検討していただきながら、最終決定を3月にしていきたいというと考えております。骨子また各論が決まりましたら、各関係の課で情報共有しながら、継続する事業については、4月早々からやっていく。新たな事業については、その検討の中でいつからやるのかというのもあわせて考えていただきながら、4月からこの計画が実行できるような体制を庁内検討会並びに策定委員会等の中で整備をしていきたいと考えております。

杉本委員 そうしますと、具体的な実施スタートを行う32年4月であっても、その前々から骨子などを周知して準備にかかっていくという理解でよろしいですか。

教育部長 庁内での情報共有しながら、前年度の予算要求、予算編成の中でも反映していないといけない、優先事業とか早期にやるものは予算の反映に向かって、どれを今の時期での優先順位としていくなど、そういった方法もあるのかなとは思っています。

杉本委員 それでしたら、先ほどの話し合いの繰り返しにもなってしまいますけれど、私たち教育委員にも情報提供をいただきたいと思えます。

教育部長 そうですね。第二次計画を策定の際にも、教育委員会の委員の皆さんに中間あたりか最終的な案ができる前にご意見をいただいたこともございます。先ほど市長からもありましたけれども、総合教育会議を2月だけでなく、中間、いわゆる市民意見公募とか、福祉文教委員会に報告する段階でも、総合教育会議でご報告、また教育委員会の中でもご報告させていただいて、ご意見を聴取しながら策定につなげてまいりたいと思っています。

市長 ちょっと話を整理したいのだけど、このスケジュールの中に教育委員会というのが入っていないと思うのですが、これは策定委員会がずっとやっており、策定委員会が教育委員会の前の委員会だから、それでいいということでしょうか。ここはまず共通認識を持たないといけないと思いますが、最終的決定権はやっぱり総合教育会議であるべきと思うので、教育委員会でアンケートして決めた後、最終的な決定を総合教育会議でという、その二重構造を計画策定する全員が共通理解として持って進めていくようにやってください。ここに市民が入っている、入っていないとは別として、策定委員会は基本的に内部委員会だから教育委員会の下部組織であることを確認していく。そうすると杉本委員の疑問も大丈夫かなと思います。また、どこまでが計画か、この書いてあるものは全てが振興基本計画の案だとすると、杉本委員の疑問にもあるとおり、計画が策定されるのは3月31日なのに、4月1日からは当初予算でその基本計画に基づく予算事業がもうスタートしている。この意味からすると、計画はもっと前にできあがっていて、一定の周知期間とその予算前に実施するにあたっての準備期間があって、初めて発行するという方法もあるのかと思います。だから法律の可決成立から施行までに周知期間、準備期間があるのと同じように、教育振興基本計画も、本来なら半年ぐらい前にできあがっていて、その計画した予算執行も承認します、というのがわかりやすい。ところが、そうするとさらに計画の策定期間が前倒しとなってしまうわけで、予算の実施する予算事業の決定プロセスと、また基本計画の決定をするプロセスとはまた違うものであり、そこが31日までに決まるということ。4月1日からいきなり出てきておかしいのではないかという意見もありますが、逆に

間をあけると今度事業が停滞してしまうという意見もあります。他の自治体などでも同じようなこと聞かれますが、別のプロセスで進めてきた計画や事業が瞬間的にバトンタッチということ、そういうものをご容赦願いたいというのが一つ。もう1点、別の角度から考えて、どこまでが計画なのかというのは、これも明記されていないですが、例えば今、長期総合計画を企画部でつくっているところですが、階層制にしているのですね。計画というのがあって、基本構想があって、基本目標があって、基本計画があって、実施計画があって、という風に階層的につくっている。以前の稲城の長期総合計画は5階層ぐらいありました。一体、5階層の階というのは一体どこまでが議会の議決を要するもので、どこまでが計画なのだとすると、階層が全部整理されていなかった。今回作成している長期総合計画では内容を整理して基本構想、基本計画、それからあと実施計画と3階層ぐらいにしています。そして、地方自治法上、議決を出さなきゃいけないのは、基本構想だけで、いわゆる大きなくりの基本的な方向性の部分。逆に実施計画は毎年度の予算事業に近い。それは毎年の予算審議の中で議題にしているのだから、一番上の階層がいわゆる長期総合計画ですね。今回策定する教育振興基本計画は、これからつくるわけだから整理して、余り階層を増やしすぎずに、長期総合計画で言うところの基本構想のようなところを、稲城市の教育振興基本計画の骨子としてつくってもらいたい。そうすれば、実施計画もつくれるので。その基本構想というのは、序盤にある程度できるわけですね。最終決定はまだ先で、全体としてはまだ決定してないけども、基本構想が生きていれば、中間報告のときになるとある程度固まっていて、それをもとに予算案を作成するので、教育振興基本計画自体は3月31日に正式に決定ですが、4月1日から予算もあって、事業を実施するという理解もできるのかなということで、いかがでしょう。まだ、アンケートをやっているぐらいで階層の構成などの本格的な計画策定はこれからになりますね。なので、今回の杉本委員からのお話もありますし、改めてそのあたりを整理してもらいたいと思います。

澁谷委員 前回の策定にかかわったものとして、もう一度振り返ってみますと、ちょっとその辺があいまいな部分があったような気がします。今、市長がおっしゃったように、計画の全体像とか予算や、稲城の教育のあるべき形など、それぞれの分野から出てきた方々が検討して、計画をつくってきました。それぞれの各論については当事者によって色々な捉え方があったと思いますが、第三次計画では調整していただいて、市としてこういうものをつくって、総合教育会議としてはどういうものをつくるかということを少し整理していただければ、杉本委員がおっしゃったような形にできるかと思います。基本計画をもっと早く決めていくというのも意見の一つとしてあったと思うのですが、それは理想としてですよ。でも、市長がおっしゃったように、この全体像がはっきり決まっていけばいいのではと思います。多分、それぞれの代表の思いというのは温度差がありますので、その辺のところの調整をしつつ、次の教育プランをつくっていただければ良いと思います。

市長 仰せごもつともで、良い指摘だと思います。

城所委員 結局、第二次の計画策定するときには、総合教育会議という存在がなかったのですね。先ほど市長がおっしゃったように、いわゆる教育大綱というのが先か計画が先かという部分で、今回の第三次というのはあくまでも教育大綱というのも存在しているの、第三次であるべきだと思うのですね。そう考えると、やっぱりこの教育大綱というのを踏まえて第三次を策定するというスタンスを明らかにしておかないと、第三次という意味がなくなると思うのですよね。ですから、そこを確認した上で、アンケートの集計は集計でいいのですけれど、この策定に当たる部分については、まずは大綱というスタートラインがあって、そこからこういうふうに策定をするという形で考えていただけたらと思います。

市長 既に走り出しちゃったというのだけでも、その策定委員会の委員さん含めて、最初に趣旨説明をしないといけないですね。こういう制度が既にあるって、教育大綱が変わって、大綱に基づいた範疇の中で基本計画をつくっていかないといけないという趣旨説明は遅ればせながらやって、教育大綱自体は委員に伝わっている。

教育総務課長 我々職員のほうでもそこをご理解いただくために、第1回目の委員会でも教育大綱のもとにご説明を行っております。

教育長 今度の三次つくるときには、二次の前半のところの文言の中に総合教育会議というその位置づけのものが加わるのだろうなと想像していますけども、そういう認識でいいのですよね。

教育部長 そうですね。

杉本委員 教育大綱の総合教育会議ももちろん大前提で、国の教育振興基本計画の新しいものが出たのをこれは反映することになっているという理解でよろしいわけですね。

教育部長 参酌をするということになっていますので、その辺も意識をして策定をしていくという形になると思います。

杉本委員 そうしますと、国の流れというのも、当然2030年以降の世の中を見据えての国の大きなまた方針というものが出されていると認識しておりますので、先ほどからアンケートの内容についても、SNSを加えたというお話でしたけれど、アンケートも8月ごろでそれはもう本当に皆さんで決まったことなので、当然、もうそれでやっていただいたのですけれど、やはり新たな大きなところでの教育課題ですね、社会において、そこをきちっと見据えたところでの論議をぜひよろしくお

願いたいと思います。

城所委員 あと、細かい部分で恐縮ですが一つ。先ほどのアンケートの話になりますが、いわゆる生涯学習のスポーツの部分で、前回のアンケート等では、体育協会関係のアンケートを実施したようですが、第三次になると、いわゆる体育課の問題もあるかと思うのですけれど、スポーツを入れるか入れないかという部分はどうかお考えでしょうか。

教育総務課長 今回のアンケートの中にもスポーツ関連のものは入っております。

市長 それをどう計画上取り扱うかというのは、また別の問題ですね。教育長に検討してもらって、26市のうち約半分の市では、体育課がスポーツ推進課などの名前で市長部局に移っております。振興基本計画の中に生涯対応の部分が入るのかというのは、先例が多くあると思うので、それを調べてもらっていいかなと思います。

城所委員 わざわざ引き離す必要もないとは思いますが。

市長 そうですね。いずれにしても、そんなに体育が市長部局に移管されたら、これ自体がもう教育委員会の計画じゃないのですね。市の計画になるので、ということがまず一つと。それから、仮にこれが教育委員会所管の計画であったとしても、その範囲を超えたものを計画に載せてはいけないということはないですね。例えば義務教育の小中学生が学校で習った体育は教育だけでも、家に帰った後のクラブチームの活動とか、何歳児がゴルフやっているとかは教育ではないというような、そういう縦割りの話ではないですね。だから、それは役所の所管がどちらかという話で、市全体のいわゆる体育含めた議論での教育については、別にどちらかがやっても、計画上に載せること自体には違和感ないということで、計画に載せるかどうか、どう扱うかということは、また先例を調べたりして検討していく、それでよろしいですか。

城所委員 はい、結構です。

企画部長 ちなみにですね、組織改正の関係でその辺調べたのですが、やはり他市でも、ここに記述が載っているというのは通例としてあります。ここから教育から抜けたからここで扱ってはいけないというものではなくて、それはそれで体育以外に市長部局でやっている、福祉部でもやっているそういう教育に関するようなこともありました。たしか稲城も福祉の計画のほうにも入っていたと思いますので、そういう市長部局か教育委員会か、という括りではなく、稲城市としての教育全体についての計画を策定する、ということかと思えます。

教 育 長 例えば、第二次計画にも、防災課、教育総務課という形で載っている部分もあります。違う課の名前も載っているから、いわゆる全体的なものの捉え方ということではよろしいのかなと思います。

市 長 教育委員会の所管の業務については、法律上第三者評価を受けないといけないとなっています。第三者評価には、なかなか難しい部分があるので、教育委員会自体で、第三者として元教員や、あるいは弁護士の資格を持っている人などを雇って外部評価という形でやっているところが多いようです。稲城市の場合は、教育委員会の中で事務局含めて、企画部が事務局として評価しています。企画部の評価は、その他の事業評価とあわせてやっておりますが、そういうことをやっている市がほかにないので、教育に市長が口だしをするな、みたいな感覚の人も中にはいるようですね。どちらかというところと中立性、第三者性という面では稲城市のほうが進んでいるように思うのですが、いずれにせよ、スケジュール感については、以上でよろしいですかね。また、何かお気づきの点があったら、事務局のほうにお話をしてください。それでは、以上で本日の総合教育会議の事務局が用意した議題については、全て終わりました。その他、委員さんからは何かご意見や言いたいことありましたら、お願いいたします。

(なし)

市 長 それでは、教育の事務局から何か、その他ご質問あれば。

(なし)

市 長 企画の事務局から何かあれば。

事 務 局 ございません。

市 長 では、今日は前置きなく始まりましたが、市議会や委員会、教育委員会などと違って、オフィシャルな席で上程してそれを議決するという会議ではなく、問題をあぶり出して、それを解決するための連絡会議みたいなものですから、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いします。また、内容によっては、急遽招集して、リアルタイムで協議しなければいけないこともあったりするので、そちらにつきましてもよろしくお願いします。この会議の根幹というのは、やっぱりいじめ問題の解消というようなことなので、基本的に案件提出されたりするのは重篤案件があったときなどになると思いますが、担当職員の聞き取り調査を含めてここで検討いただきたいと思います。特に、いじめ案件の中でも進行状況が思わしくないケースについては、直接市長部局に案件として出していることもありますが、学校現場と対立をしたり、市長部局が教育委員会に指導したりということではないので、あくまで学校現場については、中立的なも

のものであると思っております。今後もさらに周知徹底していただき、機能する実のある会議にしていければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。